

みのわしんまちちくかっせいかけいかく
箕輪新町地区活性化計画

やまなしけん ほくとし
山梨県・北杜市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	箕輪新町地区活性化計画						
都道府県名	山梨県	市町村名	北杜市	地区名(※1)	箕輪新町地区	計画期間(※2)	H21～22

目 標 : (※3)

定住等の促進に資する農業用水施設(ため池)の整備により、安定的な農業用水の確保と施設の長寿命化を図る。これにより、生産性の向上や施設管理の負担軽減を図ることで対象農地8haの保全を目指す。また、農業所得の向上により農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住化を進め、減少傾向にある当該地区の人口(H18.4:422人H19.4:424人H20.4:405人)を平成20年4月1日住民基本台帳に記載されている405人の維持を目指す。

山梨県は、農業振興の基本方針として策定した「やまなし農業ルネサンス構想」に「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。県と市が連携するなか、次世代が意欲を持って農業に取り組めるように基盤整備を推進し、また、農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全活動への支援を行うことなどによって、本構想を具現化していくものである。

目標設定の考え方

地区の概要:

北杜市は、山梨県の最北部、八ヶ岳の南麓の中山間地域に位置し、冷涼な気候を利用し水稻や高原野菜などが作られている。箕輪新町地区は標高約800m前後の傾斜地で、水稻を中心にトマト、レタスなどによる複合経営が行われている。しかし、農家の高齢化が進んでいるため、担い手への農地集積や作業効率の向上が必要となっていることから、大型機械や無人ヘリコプターを利用した労働力の軽減を図るとともに、有機栽培の推奨による米のブランド化に取り組んでいる。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就農者への支援など担い手対策にも取り組んでいる。

現状と課題

北杜市高根町箕輪新町地区は、ほ場整備事業等により一次的整備を行ってきた。しかし、用水源となるため池が老朽化によって、施設機能が著しく低下していることから、早急な整備が必要となっている。こうした整備を図ることで農地を保全するとともに、定住や都市交流を促進するための条件整備に如何に取り組んでいくかが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、近年、中央自動車道等による首都圏からのアクセスが向上したことで観光客増加が見込まれ、都市住民に農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、交流による地域活性化を図ることとする。また、地域の米、高原野菜などを使った加工品を新たに開発・ブランド化させ、直売センター等により販売することで農業所得を増加させる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北杜市	箕輪新町地区	基盤整備(農業用排水施設)	北杜市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

箕輪新町地区(山梨県北杜市)	区域面積(※2)	80ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積80haのうち農地面積は58haで73%を占め、8割以上が農業従事者である。		
②法第3条第2号関係: 地区の人口は減少傾向(H19→H20で4.5%減)にあり、農業者の高齢化も進行(H19→H20で3.6%増)傾向にあることから見て、活性化のためには生産基盤の整備により、定住化を促進させることが不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成している区域を含めていない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし。													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を、現地で検証する。
定住人口の維持については、平成23年4月1日の住民基本台帳と対照し検証する。